平成28年度大気汚染調査結果の概要について

平成28年度大気汚染調査結果について

愛知県及び大気汚染防止法第31条に基づく政令で定める4市(名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市)は、同法第22条第1項の規定に基づき、平成28年度における二酸化硫黄等の大気汚染常時監視及びベンゼン等の有害大気汚染物質のモニタリング結果をとりまとめました。調査結果の概要は次のとおりです。

○ 大気汚染常時監視結果の概要

- ・ 二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は、全ての測定局で環境基準を達成しました。
- ・ 微小粒子状物質 (PM2.5) は、平成23年度に測定を開始してから初めて、全ての測定局で環境基準を達成しました。
- ・ 光化学オキシダントは、全ての測定局で環境基準を達成しませんでした。

○ 有害大気汚染物質のモニタリング結果の概要

- ・ 環境基準が設定されているベンゼン等4物質は、全て環境基準を達成しました。
- ・ 指針値が設定されているアクリロニトリル等 9 物質は、全て指針値を満足しました。

1 大気汚染常時監視結果の概要

環境基準の達成状況は以下のとおりです。

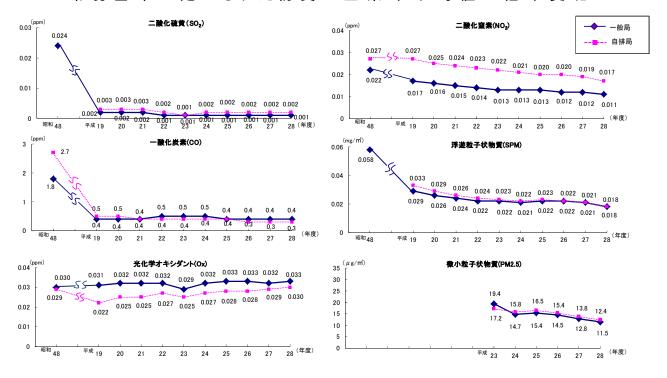
物質名	結 果 の 概 要
	一般環境大気測定局の22局、自動車排出ガス測定局の3局全てで環境
二酸化硫黄	基準を達成しました。
	(平成27年度:全ての局で達成)
	一般環境大気測定局の61局、自動車排出ガス測定局の23局全てで環
二酸化窒素	境基準を達成しました。
	(平成27年度:全ての局で達成)
	一般環境大気測定局の2局、自動車排出ガス測定局の7局全てで環境基
一酸化炭素	準を達成しました。
	(平成27年度:全ての局で達成)
 浮遊粒子状	一般環境大気測定局の63局、自動車排出ガス測定局の23局全てで環
物質	境基準を達成しました。
初貝	(平成27年度:一般局1局で非達成)
光化学オキシ	一般環境大気測定局の62局、自動車排出ガス測定局の11局全てで環
ダント	境基準を達成しませんでした。
7 / r	(平成27年度:全ての局で非達成)
微小粒子状物	一般環境大気測定局の40局、自動車排出ガス測定局の15局全てで環境
微小粒子状物 質(PM2.5)	基準を達成しました。
貝(F IVI2. 0)	(平成27年度:一般局5局、自排局2局で非達成)

(注) 一般環境大気測定局(一般局)は、一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。 自動車排出ガス測定局(自排局)は、自動車排出ガスによる環境大気の汚染状況を常時監視する測定局。

大気汚染物質の年平均値の経年変化をみると、二酸化硫黄、一酸化炭素及び光化 学オキシダントはほぼ横ばい、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質 (PM2.5) は緩やかな減少傾向にあります。

平成28年度の光化学スモッグ予報の発令日数は3日でしたが、注意報の発令はありませんでした。また、光化学スモッグによると思われる健康被害の届出はありませんでした。

環境基準の定められた物質の全県年平均値の経年変化



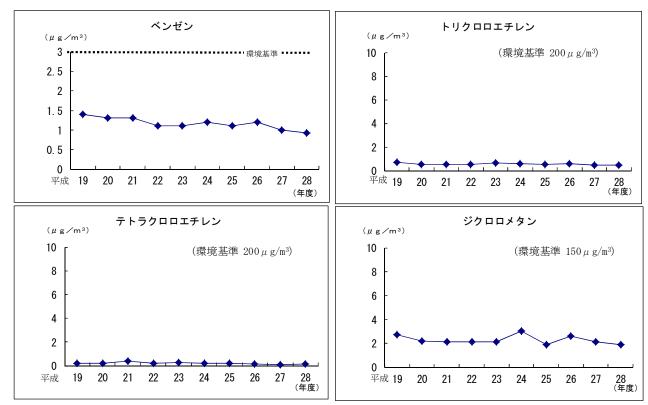
(注) 一般局は一般環境大気測定局を、自排局は自動車排出ガス測定局を表す。

2 有害大気汚染物質モニタリング結果の概要

環境基準が定められているベンゼン等の4物質については、環境基準を全て達成しました。指針値が定められているアクリロニトリル等の9物質については、指針値を全て満足しました。(平成27年度と同様)

	物 質 名	結果の概要						
	ベンゼン	17地点全て環境基準を達成しました。						
環境基準	トリクロロエチレン	15地点全て環境基準を達成しました。						
設定物質	テトラクロロエチレン	15地点全て環境基準を達成しました。						
	ジクロロメタン	15地点全て環境基準を達成しました。						
	アクリロニトリル	15地点全て指針値を満足しました。						
	塩化ビニルモノマー	15地点全て指針値を満足しました。						
	水銀及びその化合物	13地点全て指針値を満足しました。						
 指針値	ニッケル化合物	13地点全て指針値を満足しました。						
	クロロホルム	15地点全て指針値を満足しました。						
設定物質	1,2-ジクロロエタン	15地点全て指針値を満足しました。						
	1,3-ブタジエン	17地点全て指針値を満足しました。						
	ヒ素及びその化合物	13地点全て指針値を満足しました。						
	マンガン及びその化合物	13地点全て指針値を満足しました。						

環境基準が定められている有害大気汚染物質の全県年平均値の経年変化



3 今後の対応

引き続き常時監視やモニタリングを行い、環境基準の達成状況等を把握するとともに、 大気汚染防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例、自動車NOx・PM法、愛知県 窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱、あいち自動車環境戦略 2020 等に基づき、 工場・事業場などに対する固定発生源対策や自動車環境対策等の各種大気汚染防止対策を 総合的に推進し、環境基準の達成・維持に努めていきます。

環境基準の達成状況

			酸化硫(SO2			酸化窒		一酸化炭素 (CO)			浮遊粒子状物質 (SPM)			光化学 オキシダント (Ox)			微小粒子状物質 (PM2.5)		
年度		26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28	26	27	28
_	有効測定 局数	22	22	22	63	62	61	2	2	2	63	63	63	63	62	62	37	40	40
般		22	22	22	63	62	61	2	2	2	63	62	63	0	0	0	8	35	40
局	達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	98	100	0	0	0	22	88	100
自	有効測定 局数	3	3	3	23	23	23	7	7	7	23	23	23	11	11	11	15	15	15
排	達成測定 局数	3	3	3	23	23	23	7	7	7	23	23	23	0	0	0	4	13	15
局	達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	0	0	0	27	87	100
野	環境基準		1時間値の1日平 均値が 0.04ppm 以 下であり、かつ、 1時間値が 0.1ppm 以下であること。		1時間値の1日平 均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそれ 以下であること。		1時間値の1日平 均値が10ppm以下 であり、かつ、1 時間値の8時間平 均値が20ppm以下 であること。		1 時間値の1 日平均値が 0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m³以下であること。		1 時間値が 0.06ppm以下であ ること。		1年平均値が 15 μg/m³以下であ り、かつ、1日平 均値が 35μg/m³ 以下であるこ と。						
			(昭和48年5月16 (昭和53 日 環境庁告示) 日 環境				-			(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示)			(昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示)			(平成 21 年 9 月 9 日環境省告示)			
in t	平価方法	年間にわたる1 日平均値である測 定値につき、測定 値の高い方から 2%の範囲内にあ るものを除外した 値が 0.04ppm 以 下であること。 ただし、1日平 均値が0.04ppm を 超えた日が2日以 上連続しないこ と。			年間における1 日平均値のうち、 低い方から 98%に 相当する値が、 0.06ppm 以下であ ること。			年間にわたる1 日平均値である測定値のき、測から2%の範囲内にあるを除外した値が10ppm以下であること。 1日をだし、1日を対値が10ppmを担対を対しないこと。		年間にわたる1 日平均値である測定値である測定値の高い第四内にのの範囲内にあること。 るものをが 0.10 mg/m³以下であること。 ただ 0.10 mg/m³を超えたが 0.10 mg/m³を超えた目が 2日以上連続しないこと。		年間を通じて、 1時間値が 0.06ppm 以下であること。 ただし、5時から 20 時の昼間時間 帯について評価する。		1 年平均値及 び1 日 平均値の うち 9 8 パーセンタイル値で評 価する。					
		(昭和 48 年 6 月 12 日付け環大企第 143 号)		(昭和53年7月17日付け環大企第262号)		(昭和48年6月12 日付け環大企第143 号)		(昭和48年6月12 日付け環大企第143 号)			(昭和48年6月12 日付け環大企第143 号)			(平成 21 年 9 月 9 日付け環水大総務第 0909090001 号)					

- 注1 一般局は一般環境大気測定局を、自排局は自動車排出ガス測定局を表す。
- 注2 この表に示す環境基準達成状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については長期的 評価、光化学オキシダントについては、短期的評価に基づいている。
- 注3 1日平均値の評価に当たっては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超えない日(有効測定日)を評価対象とする。 注4 有効測定局とは二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については年間測定時間が6,000時間以上、微小粒子状物質については標準測定法であるフィルター捕集ー質量法によって測定された質量濃度と等価が得られ、かつ、必要とされる測定精度が確保された自動測定機によって測定され、また、有効測定日が250日以上である測定局をいう。

県及び全国の環境基準達成率の推移

(単位:%)

項目	区分	分	2 4 年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	愛 知 県	一般局	100	100	100	100	100
一畝ルな井	多	自排局	100	100	100	100	100
二酸化硫黄	全 国	一般局	99.7	99.7	99.6	99.9	未公表
	生. 国	自排局	100	100	100	100	未公表
	愛知県	一般局	100	100	100	100	100
二酸化窒素	发 ル 乐	自排局	100	95.7	100	100	100
一版汇至杀	全 国	一般局	100	100	100	100	未公表
	土	自排局	99.3	99.0	99.5	99.8	未公表
	愛知県	一般局	100	100	100	100	100
一酸化炭素	发 加 示	自排局	100	100	100	100	100
政化灰条	全 国	一般局	100	100	100	100	未公表
	土 凶	自排局	100	100	100	100	未公表
	愛知県	一般局	100	98.4	100	98.4	100
浮遊粒子状	发加乐	自排局	100	100	100	100	100
物質	全国	一般局	99. 7	97.3	99.7	99.6	未公表
	土 国	自排局	99.7	94.7	100	99.7	未公表
	愛知県	一般局	0	0	0	0	0
光 化 学	发 加 乐	自排局	0	0	0	0	0
オキシダント	全 国	一般局	0.4	0.3	0	0	未公表
	土 国	自排局	0	0	3.6	0	未公表
	愛知県	一般局	40.0	10.0	21.6	87.5	100
微小粒子状物質	多州 宗	自排局	14. 2	0	26.7	86.7	100
(PM2.5)	全 国	一般局	43.3	16. 1	37.8	74.5	未公表
	土	自排局	33. 3	13.3	25.8	58.4	未公表

⁽注) 全国のデータは、環境省の資料による。

[用語解説]

環境基準

環境基本法第 16 条に「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境 上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されるこ とが望ましい基準を定める。」と規定されており、この基準を環境基準といいます。

ppm

parts per million の略。100 万分中のいくつであるかを示す分率で、ごく微量の物質の 濃度や含有率を表すのに使われます。

大気汚染では 1 m^3 の大気中に 1 cm^3 の汚染物質が含まれている状態を1 ppmで表します。

二酸化硫黄(SO2)

重油など硫黄分を含む燃料が燃焼するときに発生する硫黄酸化物の主成分です。

無色の刺激性の気体で、水に溶けやすく、高濃度のときは目の粘膜に刺激を与えるとともに 呼吸機能に影響を及ぼすといわれています。また、金属を腐食させたり植物を枯らしたりする といわれています。

二酸化窒素(NO₂)

窒素と酸素の化合物の代表的なものです。燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合する ことによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生します。発生源は、工場、自動 車、家庭等多岐にわたります。

赤褐色の刺激臭の気体であり、高濃度のときは、目、鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすといわれています。

一酸化炭素(CO)

無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生するものです。 発生源は、自動車によるものが多く、その他石油ストーブ、ガスコンロ、タバコ等からも発生します。

人体への影響は、呼吸器から体内に入り、血液中のヘモグロビンの酸素運搬機能を阻害する ため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすといわれ ています。

浮遊粒子状物質(SPM)

S P M は、Suspended Particulate Matter の略。大気中に浮遊する粒子状物質であってその直径が 10μ m $(1 \mu$ m = 1/1,000m m)以下のものをいいます。

発生源は、工場、自動車、家庭等人為由来のもののほか、土壌の舞い上がりや海水の飛沫が乾燥してできた海塩粒子等自然由来のもの、燃焼等に伴い排出されたSOxやNOx、炭化水素などから大気中で生成する二次粒子や煙突から排出されたガスが大気中で冷やされてできる凝縮性ダストなどがあります。

この粒子は、沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し、高濃度のときは呼吸器等に影響を与えるといわれています。

光化学オキシダント(Ox)

大気中のオゾン、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)等の酸化力の強い物質の総称です。大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い日射を受け、光化学反応を起こして生じるものですが、その生成は、反応物質の濃度レベルのみならず、気象条件に大きく依存しています。

高濃度のときは眼を刺激し、呼吸器、その他の臓器に影響を及ぼす一方、不快、臭気、視 覚障害などの生活環境や植物にも影響を及ぼすといわれています。

光化学スモッグ予報・注意報

光化学スモッグとは、光化学オキシダントと大気中の粒子状物質が混合し、空が霞んで白い モヤがかかった状態のことをいいます。

光化学スモッグによる被害を未然に防止するため、愛知県では「愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱」を定め、発令基準に達したときは、光化学スモッグ予報や注意報を発令しています。発令時には、報道機関及び関係行政機関を通じて一般に周知を行うとともに、工場及び自動車の使用者に対し、ばい煙の排出量の減少や運行を自主的に制限する等の協力を求めています。

発令区分	発令基準
予報	オキシダント濃度が 0.08ppm 以上となり、かつ、気象状況からみて 注意報以上の状態が発生することが予想されるとき
注意報	オキシダント濃度が 0.12ppm 以上となり、かつ、気象状況からみてその状態が継続すると認められるとき

微小粒子状物質 (PM2.5)

PM2.5 は、粒径が 2.5 μ m (1 μ m = 1/1,000 m m)以下の大気中に浮遊する粒子状物質をいいます。

粒径が非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、肺がん、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されるといわれています。

有害大気汚染物質

大気汚染防止法第 2 条 13 項に規定されており、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもののうち、ばい煙及び特定粉じんを除いたものをさします。物質の有害性や大気環境濃度からみて健康リスクが高いと考えられる優先取組物質について、大気汚染の状況を把握するためモニタリングを実施することと有害大気汚染物質モニタリング指針(平成 9 年 2 月 12 日公布)に示されています。

指針值

「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」として設定された環境目標値の一つで、環境基本法第16条に基づき定められている行政目標としての環境基準とは異なります。

平成15年9月の環境省の通知により、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物及びニッケル化合物の4物質について指針値が設定され、平成18年12月にはクロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエンの3物質が、平成22年10月にはヒ素及び化合物が、平成26年5月にはマンガン及びその化合物について指針値が設定されました。